

船橋市防犯パトロール隊支援物資の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、地域の自主防犯活動の一環として防犯パトロール活動を実施する町会、自治会等（以下「団体」という。）に対し、この要綱に基づき、防犯パトロールに必要な物資（以下「支援物資」という。）を支給する。

(対象団体)

第2条 支援物資の支給を受けることができる団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 船橋市に町会、自治会設立届を提出していること。又は商店会、その他の防犯活動団体など、特に市長が必要と認める団体（以下「特別団体」という。）であること。
- (2) 団体内で防犯パトロールを行う者（以下「防犯パトロール隊」という。）が、5人以上で構成されていること。
- (3) 継続して1月当たり1回以上の防犯パトロール活動を実施し、又は実施を予定していること。

(支給の申請)

第3条 支援物資の支給を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類をすべて添えて、毎年度別に定める期日（以下「申請期日」という。）までに市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市防犯パトロール隊支援物資支給申請書（第1号様式（その1））
- (2) 船橋市防犯パトロール隊隊員名簿（第2号様式）
- (3) 船橋市防犯パトロール活動実施計画書（第3号様式）
- (4) 船橋市防犯パトロール活動実績報告書（第4号様式）

2 前条に該当する団体（特別団体を除く）で、新たに防犯パトロール隊を結成し、又は結成する申請団体（以下「新規団体」という。）は、前項第4号に掲げる書類に代えて船橋市防犯パトロール隊設立届（第5号様式）を添えるものとする。

3 申請期日までに申請することができなかつた新規団体は、第1項第1号に掲げる書類に代えて船橋市防犯パトロール隊支援物資支給申請書（期間外申請）（第1号様式（その2））並びに第1項第4号に掲げる書類に代えて船橋市防犯パトロール隊設立届（第5号様式）を添えるものとする。

(支給の申請（特別団体）)

第3条の2 支援物資の支給を受けようとする特別団体は、前条第1項第1号に掲げる書類に代えて船橋市防犯パトロール隊支援物資支給申請書（特別団体）（第1号様式（その3））を添えるものとし、申請期日にかかわらず申請することができるものとする。

2 新たに防犯パトロール隊を結成し、又は結成する特別団体は、前条第1項第4号に掲げる書類に代えて船橋市防犯パトロール隊設立届（第5号様式）を添えるものとする。

(支援物資)

第4条 支給する支援物資の種類及び予定単価は、毎年度別に定めるものとする。

2 支給する支援物資は、申請団体ごとに別表第1に定める限度額の範囲の予定単価の合計とする。

3 前項の規定にかかわらず、申請期日までに申請することができなかった新規団体に対しては、別表第2左欄に掲げる支援物資を同表右欄に定める数量の範囲内で支給するものとする。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別団体に対しては、別表第2左欄に掲げる支援物資を同表右欄に定める数量の範囲内で支給するほか、予算の範囲内で支給する支援物資の種類及び数量を別に定めるものとする。
(支給可否の決定等)

第5条 市長は、第3条及び第3条の2の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援物資の支給の可否及び数量を決定し、その旨を船橋市防犯パトロール隊支援物資支給通知書(第6号様式)により申請団体に通知するものとする。

(支援物資の受領)

第6条 申請団体は、物資を受領したときは、船橋市防犯パトロール隊支援物資受領書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(支援物資の管理等)

第7条 支援物資の支給を受けた団体(以下「受給団体」)は、当該物資を適切に管理するとともに、防犯パトロール活動以外の用途に使用してはならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、受給団体が偽りその他不正の手段により支給の決定を受け、又はこの要綱の規定に違反したときは、支給の決定を取り消し、又は既に支給した支援物資の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(解散)

第9条 受給団体が解散するときは、船橋市防犯パトロール隊解散届(第8号様式)を市長に届け出なければならない。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は 平成17年4月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は 平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度における第2条の規定の適用については、同条中「次に掲げる」とあるのは、「第1号及び第3号に掲げる」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は 平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

申請しようとする年度の 4月1日現在の登録世帯数	限度額
1000世帯以下	20,000円
1001世帯以上 2000世帯以下	25,000円
2001世帯以上	30,000円

別表第2（第4条関係）

支援物資名	上限
帽子	10個
パトロールベスト	10着
腕章	10個
ライト（LED）	1個
合図灯	2個

船橋市防犯パトロール隊支援物資支給申請書

船橋市長 あて

防犯パトロール隊名.....

代表者 住所 船橋市.....

氏名.....印

電話.....

町会・自治会名	
町会・自治会コード	

防犯パトロール隊によるパトロール活動に必要な物資について、次のとおり申請します。

No.	支援物資名	予定 単価 (円)	数 量	金額(円)	No.	支援物資名	予定 単価 (円)	数 量	金額(円)
1					11				
2					12				
3					13				
4					14				
5					15				
6					16				
7					17				
8					18				
9					19				
10									
							合計		

第1号様式（その2）

平成 年 月 日

船橋市防犯パトロール隊支援物資支給申請書（期間外申請）

船橋市長 あて

防犯パトロール隊名.....

代表者 住所 船橋市.....

氏名.....印

電話.....

町会・自治会名	
町会・自治会コード	

防犯パトロール隊によるパトロール活動に必要な物資について、次のとおり申請します。

No.	支援物資名	数量
1	帽子	
2	パトロールベスト	
3	腕章	
4	ライト(LED)	
5	合図灯	

船橋市防犯パトロール隊支援物資支給申請書（特別団体）

船橋市長 あて

防犯パトロール隊名.....

代表者 住所 船橋市.....

氏名.....印

電話.....

防犯パトロール隊によるパトロール活動に必要な物資について、次のとおり申請します。

No.	支援物資名	数量
1	帽子	
2	パトロールベスト	
3	腕章	
4	ライト(LED)	
5	合図灯	
6	その他 ()	

船橋市防犯パトロール隊隊員名簿

船橋市長 へ

防犯パトロール隊名.....

町会・自治会コード.....

氏名	備考	氏名	備考

- ※ 記入欄が足りない場合はお手数ではありますが、本紙を複写願います。
- ※ 団体独自で名簿を作成している場合、別紙添付でも構いません。

船橋市防犯パトロール活動実施計画書

船橋市長 あて

防犯パトロール隊名.....

町会・自治会コード.....

平成 年度の防犯パトロール活動を下記のとおり計画しております。

記

活動時期	通年・不定期 ()
活動回数	定期的 週に 1回・2回・3回・4回～ (回) 月に 1回・2回・3回・4回～ (回)
	不定期 ()
活動の時間帯	午前・午後・夕方・夜間・深夜
活動時間	～30分・30～60分・60分～ (分)
活動人員	
活動方法	
備考	

船橋市防犯パトロール隊支援物資支給通知書

防犯パトロール隊名

代表者 住 所 船橋市.....

氏 名様

町会・自治会名	
町会・自治会コード	

船橋市長

(公印省略)

平成 年 月 日付けで申請がありました防犯パトロール隊支援物資
につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

No.	支援物資名	数 量	No.	支援物資名	数 量
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10					

船橋市防犯パトロール隊支援物資受領書

船橋市長 あて

防犯パトロール隊名

代表者 住 所 船橋市

氏 名

電 話

印

町会・自治会名	
町会・自治会コード	

平成 年 月 日付けで申請しました物資については、下記のとおり受領しました。

記

No.	支援物資名	数 量	No.	支援物資名	数 量
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10					

船橋市防犯パトロール隊解散届

船橋市長 あて

防犯パトロール隊名

代表者 住 所 船橋市

氏 名

電 話

町会・自治会名	
町会・自治会コード	

防犯パトロール隊を下記のとおり解散しましたので届け出ます。

記

- 1 防犯パトロール隊名
- 2 解散年月日
- 3 解散理由